

# なべづる園工賃支給要綱

平成27年 4月 1日

改正 平成27年12月25日

改正 平成28年 1月22日

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が経営する就労継続支援B型事業所なべづる園（以下「本園」という。）の利用者に対して支給する工賃等について、必要な事項を定めるものとする。

## (支給方法)

第2条 工賃は、直接利用者本人に対し、金銭によりその全額を支給するものとする。ただし、利用者の要請に基づき、支給される額の一部を控除し、あるいは利用者個別の指定口座に振り込むことができる。

## (計算期間及び支給日)

第3条 工賃は、計算期間を月の1日から末日までとし、翌月の25日（当日が休園日等にあたるときは、その日の前において、その日にもっとも近い休園日等以外の日）に支給する。

## (財源)

第4条 工賃は、生産活動等にかかる就労支援事業収入（以下「事業収入」という。）から、生産活動等にかかる事業に必要な経費等を控除した額を支給の財源とする。

2 生産活動等にかかる事業収入には、本園職員が創出したものを含むものとする。

3 生産活動等にかかる事業に必要な経費とは、次のものをいう。

(1) 原材料費及び製品の仕入れに関わる経費

(2) 販売費及び一般管理費

4 前項第2号の一般管理費は、電気、ガス、上下水道、暖房用燃料、公用車燃料、電話、ファックス、IT通信の利用に関わる経費で、就労支援事業のうち施設運営事業に関わる経費を除いたものをいう。

## (総支給額の決定)

第5条 利用者工賃の各月の総支給額は、前年度及び当該年度の収益実績を勘案して決定する。

## (工賃)

第6条 工賃は日額とし、携わる生産活動等の作業の種類、作業の工程により定める。

2 就労支援活動である生産活動等の作業の種類、作業の工程及び工賃の日額は別に定める

(別表1)。

- 3 工賃の支給額は、前項に定める日額に当該生産活動等に従事した日数を乗じて得た額とする。但し、臨時営業日の活動は、収益活動と認められる日に限り本項の対象とする。
- 4 前2項に定める作業の種類、作業の工程は、就労支援計画において個別に適用し、定期的に評価、見直等を実施する。
- 5 前3項により算出した当該月の工賃総額に対し、第5条により決定した総支給額に過不足が生じる場合には、日額に一定の率を乗じて過不足額が最小になるよう調整した額を工賃の日額とする。

(臨時営業日の手当)

- 第7条 臨時営業日に本園の生産活動等や地域行事への出店等に従事した利用者に対し、臨時営業日手当を支給することができる。
- 2 前項の手当は、従事する生産活動等の時間により別に定める(別表2)。
  - 3 計算期間及び支給日は、第3条による。

(特別手当)

- 第8条 特別手当は、本園の休業日にスポーツ大会やレクリエーション活動、地域交流活動への参加等、生産活動以外の活動に参加した場合に支給することができる。
- 2 特別手当の算出は、前条第2項を準用する。
  - 3 計算期間及び支給日は、第3条による。

(積立金)

第9条 将来にわたり安定的に工賃を支給するため、または安定的かつ円滑に生産活動を継続させるため、生産活動にかかる収益の中から、次の各号に定める積立金を積み立てることができる。なお積立金は、当該年度の利用者工賃の総支給額が、前年度の支給総額を上回る場合に限り積み立てることができるものとする。

(1) 工賃変動積立金

(2) 設備等整備積立金

- 2 工賃変動積立金は、当該年度において、工賃総支給額の過去3年間の平均額の10%を限度として積み立てることができる。なお、工賃変動積立金の合計額は、工賃総支給額の過去3年間の平均額の50%を超えてはならない。
- 3 設備等整備積立金は、当該年度において、生産活動にかかる事業収入の10%を限度として積み立てることができる。なお、設備等整備積立金の合計額は、生産活動にかかる事業に供するために取得した当該年度において現存する資産の取得価格の75%を超えてはならない。

(積立金の取崩し)

第10条 前条の積立金は、本会会長が必要と認めるとき、これを取り崩すことができると

ともに、前条の目的達成のために使途できるものとする。

#### (奨励金)

第11条 利用者の就労意欲を助長するため、奨励金を設けることができる。

2 奨励金は、基本額と作業区分額の2種類とする。

3 奨励金は、夏期が7月、冬期が12月、春期が3月の、それぞれ25日(当日が休園日等にあたる時は、その日の前において、その日にもっとも近い休園日等以外の日。)に支給することができる。

4 奨励金の支給額は、当該年度の収益実績を勘案し当該期間の総支給額を決定し、基本額と作業区分額に按分して支給する。

(1) 基本額と作業区分額の按分率は別に定める(別表3)。

(2) 基本額は奨励金の総支給額から算出した定額とし、夏期、冬期、春期に就労支援計画があり、かつ就労実績のある者全員を対象とする。

(3) 作業区分額は、各期間に支給された工賃の総支給額を基に、当該利用者の工賃総額の割合を指数として按分した額とする。

尚、奨励金総支給額に過不足を生じる場合には、過不足が最小になるよう同率の指数により調整する。これは前号の場合も同様とする。

5 奨励金の各期間は、夏期にあつては3月1日から6月30日、冬期にあつては7月1日から11月30日、春期にあつては12月1日から2月末日までとする。

#### (情報開示)

第12条 工賃の支給にかかる必要な事項については、利用者の求めに応じ情報開示を行わなければならない。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、利用者に対して支給する工賃等に関して必要な事項については、本会会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

#### (経過措置)

この要綱の第11条第5項の各期間の夏期については、平成27年3月1日から適用する。

第7条第2項の(別表2)は平成27年7月1日から適用する。